

事業主拠出金率の引上げに対する意見

2020年11月26日
日本商工会議所
東京商工会議所

政府は目標としている今年度末までの待機児童解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を着実に進めているが、本年4月時点の待機児童数は前年比で4,333人減少したものの、未だ12,439人いる状況である。

こうした状況に加え、女性就業率の上昇に対応していくには、2024年度末までに約14万人分の保育の新たな受け皿整備が必要であり、最大で1,600億円程度の財源を要することから、政府は子ども・子育て支援法を改正し、そのうちの1,100億円程度（拠出金率0.06%相当）に事業主拠出金を充てる考えを打ち出した。

児童手当や認可保育所の運営費(0~2歳児相当)の補助、企業主導型保育事業に係る助成金等の財源である事業主拠出金は、最低賃金引上げや社会保険料の負担増が続いている中で、業績の良し悪しに関係なく全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されている。また、経済界に対する年間3千億円の負担増を目的とした2018年3月の法改正により、法定上限が0.25%から0.45%に引上げられた結果、料率は毎年引上げられており(※)、企業にとって負担感が増している。

以上の状況やコロナ禍の極めて厳しい経済情勢を踏まえ、事業主拠出金の引上げに対して、当所は下記の通り意見を申しあげる。

記

【約14万人分の保育の新たな受け皿整備に係る拠出金率の引上げについて】

○政府は、現在0.36%である拠出金率を段階的に引上げ、0.43%程度とすることを想定しているが、実質的にはコロナ禍における「増税」であり、企業に更なる負担を強いることから、基本的に反対である。

【保育の受け皿整備、子育て支援策の財源について】

○少子化対策は国の最重要政策の一つであり、社会全体で子育てを支えていく観点から、保育の受け皿整備は安定的な財源確保のためにも、税による恒久財源で賄うべきである。

○事業主拠出金は安易に用途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げるべきではない。コロナ禍の極めて厳しい経済情勢を踏まえると、今後は積立金残高を勘案し、むしろ料率の引下げも視野に入れ検討していくべきである。

○事業主拠出金のおよそ6割弱は中小企業が負担していると推測されることから、政令事項である毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に検討すべきである。また、中小企業に対する特別な配慮も具体的に講じるべきである。

○事業主拠出金に関する事項の検討にあたっては、企業の意見を十分に踏まえるとともに、「事業主団体との協議の場」などオープンな場で透明性の高い議論を尽くすべきである。

以上

※料率は、2018年度0.29%、2019年度0.34%、2020年度0.36%と引上げが続いている。